

厚別区地域部会規約

第1条（趣旨）

札幌市地域自立支援協議会厚別区地域部会（以下「部会」という。）は、札幌市地域自立支援協議会（以下「全体会」という。）の下部組織として、厚別区の地域福祉に関わるもので組織し、地域に暮らす障がい児者及び高齢者並びにその家族（以下「障がい児者等」という。）の、生活の質の向上とより安心な暮らしの実現のために、地域で抱える課題等の解決に向けた検討・協議を通じて、より連携の輪を深めて行く場として組織する。

第2条（活動内容）

1 部会は、前条の趣旨に則り次の活動を行うものとする。

- (1)障がい児者等が自らの持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動
- (2)障がい児者等の生活実態を把握・理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動
- (3)障がい児者等の福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
- (4)障がい児者等の福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動
- (5)障がい児者等の福祉関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する活動
- (6)障がい児者等の福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
- (7)厚別区の課題を解決するための全体会への施策の提言
- (8)その他、目的達成に必要な活動

2 部会は、障がい児者等と共に暮らす厚別区民が、互いに理解し合いながら共生できる「地域づくり」を行うことを目的として柔軟なネットワークの構築に努める。

3 部会は、前条の目的を達するため、次の会議を開催する。

(1) 厚別区地域部会

厚別区地域部会は、年3回程度開催することとし、総会、事業所間の交流会や学習会などを実施。

(2) 幹事会

幹事会は、月1回程度開催することとし、部会の運営や地域課題について検討する。事例検討会を必要に応じて開催できる。

第3条（構成員）

1 部会の構成員（以下「構成員」という。）は、厚別区内に事業所を有する団体で地域福祉に関係し第1条に賛同する団体の代表者等とする。

2 構成員は、別紙厚別区地域部会構成員名簿（以下「名簿」という。）に記載する。

3 構成員は、第1条に掲げる趣旨の推進に努めると共に本規約に定める条項

を遵守する。

4 構成員は、第2条第3項(1)に掲げる会議に参加することを遵守する。

5 就任及び退任については、部会において決定する。

第4条(幹事)

1 構成員の中から部会の円滑な運営等を図るため、若干名の代表者等を幹事として選出する。

2 各団体から幹事の選出は2名までとする。

3 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 幹事は、部会の円滑な運営等を協議するため月1回程度の会議(以下「幹事

会」という。)を定期的開催するものとする。

5 就任及び退任については、部会で決定する。

第5条(部会長)

1 構成員の互選により、部会長1名を決定する。

2 部会長は、厚別区地域部会を代表し、部会及び幹事会の司会を行う。

3 部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 部会長が欠けた場合は、速やかに第1項の規定に基づき新たな部会長を選出する。ただし、新たな部会長の任期は、第2項の規定にかかわらず前部会長の残りの任期とし、再任を妨げない。

5 部会長は、部会及び幹事会を招集する。

第6条(職務代理者)

1 部会長の事故等の場合に職務を代理する者として職務代理者1名を置く。

2 職務代理者は、副部会長の中から部会長が指名する。

3 任期は、指名した部会長の任期と同一とする。

第7条(副部会長)

1 副部会長は、幹事の中から部会長が指名する。

2 任期は、指名した部会長の任期と同一とする。

第8条(事務局)

部会の事務局を厚別区保健福祉部保健福祉課に置き、札幌市障がい者相談支援事業所「相談室ますとびいー」と共同して部会の庶務を行う。

第9条(専門チームの設置)

1 部会に、次の専門チームを置くこと。

- ・子どもチーム
- ・相談チーム

2 各チームの役割は、以下のとおりとする。

- ・子どもチーム
- 地域で暮らす障がい児や発達に心配のある子ども、あるいは、家族に障が

いがあり、子育てに苦慮している家庭における諸問題について、「こどもの育ち」に着目し、地域の子どもに関わる事業所・学校なども連携に加え、チームとなって解決策を探っていく。

・相談チーム

地域で暮らす障がい者等が安心した地域生活を送ることができるように、それぞれが抱える諸問題や地域課題について、厚別区の相談支援事業所がチームとなって解決策について検討していく。

3 チームに部会の幹事を置くこととする。

第10条（全体会への報告）

部会の活動内容については、部会長が定期的に全体会へ報告するものとする。

第11条（その他）

- 1 この規約に定めるもののほか必要な事項は、部会における協議により定めるものとする。
- 2 この規約の運用については、別途部会長が定めるものとする。

附則

- 1 この規約は平成23年2月26日から施行する。
- 2 この規約は平成25年4月25日から施行する。
- 3 この規約は平成26年4月21日から施行する。
- 4 この規約は平成30年5月17日から施行する。
- 5 この規約は平成31年4月18日から施行する。
- 6 この規約は令和3年4月15日から施行する。
- 7 この規約は令和5年4月20日から施行する。
- 8 この規約は令和7年4月17日から施行する。